

8/12  
不田#

# 防衛省

## 「駆け付け警護」検討

### 南スーダン P K O 安保法の成立前提に

防衛省が安全保障関連法案の成立を前提に、南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）部隊に対し、法案に基づき新たに「駆け付け警護」の任務を付与する検討を始めた

ことが11日、同省の内部資料で分かった。来年2月末以降に新たな法制に基づく部隊運用を始める日程も示されており、一連の法案は自衛隊の任務拡大を規定しており、適用

されれば初の具体化となる。法案成立が当初、安倍政権の想定した時期よりずれ込んでおり、現地の治安情勢を見極めて最終判断する。

駆け付け警護では離れた場

所にいる他国部隊などを自衛隊が現場へ出向いて救出する。資料は防衛省統合幕僚監部が作成した。作成時期は、法案が閣議決定された5月とみられる。共産党の小池晃政策委員長が入手し、参院平和安全法制特別委員会に提出した。中谷元・防衛相は資料の存在を認める一方で具体的な内容の確認は避けたが、防衛省幹部は取材に内部資料と認めた。

「平和安全法制に基づく主

要検討事項」のPKOに関する項目に「他国軍要員との宿営地の共同防衛が実施可能になるとともに、「駆け付け警

護」などが南スーダン派遣施設隊の業務に追加される可能性があること明記されていた。小池氏は特別委で「法案の

成立を前提とした部隊編成の計画まで出ている。戦前の軍部の暴走と同じだ。法案を撤回するしかない」と批判した。